

大災害に備えての 平成防災 17 条憲章の策定に関する提案

池田 尚治*1・町田 篤彦*2

東日本大震災とそれに伴った原発事故を経験し、防災に関する今後の基本的な行動の規範を定めることが必要と思われる。第二次世界大戦における原子爆弾被災、および今回の大津波への無防備に起因した福島第一原発事故による原子力被災は、それぞれ大きな誤りによって引き起こされたものと言える。また、大津波による大災害を繰り返し受けてきたにも拘わらず、今回も被災し、今後も他の地域での大津波による巨大災害が懸念されている。そこで聖徳太子の 17 条憲法を範とした平成防災 17 条憲章の起草を試みたのである。この憲章は、聖徳太子の憲法 1 条の「和」に倣って「調和」を基本とした。

キーワード：防災憲章、天変地異、大災害、地震、津波、原子力発電、調和、聖徳太子

1. はじめに

コンクリートは防災施設のもっとも重要な構成要素であり、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においてもこのことが強く社会全体に印象付けられた。不条理な「コンクリートから人へ」という政策スローガンは今やまったく影を潜め、何ら反省されることなくコンクリートは再び人間福祉の原点である社会基盤構成の担い手としての地位を取り戻したといえる。このような大きな誤りが正気で社会を動かし、しかも反省や弁解もなく正常に復するわが社会には社会の基本的な哲学や理念が欠如しているのではないかと強く危惧される。今回の大震災は 1000 年に一度という大津波を経験し、原子力発電所の大被災をも引き起こした。原子力発電所の事故は安全神話の構築のもとで適切な安全対策の実施が見送られたことによるものと考えられる。現在では被災地の復興や放射能汚染の対策が進められているが、一方で他の地域で近々新たな大地震や連動地震の発生が危惧されている。

このような状況の下でわが国は今後の防災対策を根底から見直し、まず社会の基本的な防災の哲学や理念を検討することが何よりも重要と思われる¹⁾。

わが国には西暦 604 年に聖徳太子が 17 条憲法を定め、以降これがわが国の独立国家としての礎となって今日に至っているものと考えられる。現在を稀有の国難と考えて今後の防災に関する基本的な哲学や理念を考えると、われわれ国民によく知られた 17 条憲法を範とした防災に関する防災 17 条憲章を起草することは大いに意義あることと考えられる。本文は、このような観点から今後の防災に関する基本的な規範として「平成防災 17 条憲章」の案を提案するものである。

なお、この憲章案は、一般社団法人社会基盤技術評価支援機構・関東（略称 ITESK、代表理事第一著者、専務理事第二著者）に委員会（委員長第一著者）を組織して起草

したものである。

2. 聖徳太子 17 条憲法とその現代的解釈の例

聖徳太子の 17 条憲法は日本書紀に漢文形式で記載されており西暦 604 年に定められたものである^{2,3)}。有名な第一条は「一日、以和為貴無忤為宗、人皆有党亦少違者、是以或不順君父乍違于隣里、然上和下睦諧於論事則事理自通、何事不成」である。この憲法は本来、役人の心得と行動の規範を示したものであるが人間社会における普遍的な規範が示されており、現在の政治家や官僚あるいは国民の規範としても通ずる事柄が多い。ただし、文明の程度が現在と当時とでまったく異なるのでこの憲法を現代的に解釈あるいは翻訳することも必要と思われる。

そこで、ここではまず現代文で簡潔にこの 17 条憲法を示し、引き続いてこれを現代にあてはめて今日的な解釈を試みる。

(1) 現代文による 17 条憲法要約

- 1 条 和を貴び争いのないようにせよ。
- 2 条 仏、法典、僧侶を篤く敬え。
- 3 条 天皇の詔に従え。
- 4 条 役人は礼儀を大切にせよ。人を従えるには礼儀が基本である。
- 5 条 美食や物欲を抑え、供応を排して訴訟を公明に裁け。
- 6 条 悪を懲らしめ善を勧め、媚び諂いをやめよ。
- 7 条 適切な人事を行い、各人は任務の役割を知って司ることを乱してはならない。
- 8 条 朝は早く出仕し夜は遅くまで仕事をせよ。
- 9 条 信義を基本とせよ。
- 10 条 怒りを絶ち、怒りを表情に出してはならない。別の考えの存在も認めよ。
- 11 条 役人の功績、過失を正しく評価し賞罰を正当に行え。

*1 Shoji IKEDA：(株)複合研究機構 代表取締役 横浜国立大学 名誉教授

*2 Atsuhiko MACHIDA：(一社)社会基盤技術評価支援機構・関東 専務理事 埼玉大学 名誉教授

- 12条 地方役人は百姓から税をみだりにとってはならない。
- 13条 官に任ぜられたら、その職務内容をよく知れ。
- 14条 役人は恨みやねたみを持って事に当たってはならぬ。
- 15条 私心を捨て、公に尽くせ。
- 16条 民を使うときは季節や時期を十分に考慮せよ。
- 17条 物事を独断で行ってはならない。必ず衆と論じ合うようにせよ。
- (2) 17条憲法の現代的解釈の例
- 1条 平和国家を基本とし、調和を旨とせよ。
- 2条 最新の科学的知見を尊重せよ。
- 3条 天意を妥当に認識し、それによって行動せよ。
- 4条 人格を高め、モラルを根本とせよ。
- 5条 物欲におぼれることなく、供応を排し訴訟に関して公明を貫け。
- 6条 悪を正し、善を勧め媚びや諂いをするな。
- 7条 人事を適正に行い組織の中でそれぞれの任務があることを自覚せよ。
- 8条 勤勉を旨とせよ。
- 9条 信の心は道義の基本と心得よ。
- 10条 心の中の怒りを抑えて顔に表すことなく、平常心で事に臨め。自分と違う考えに対して怒らないようにし、違う考えのあることに寛容であれ。
- 11条 功績、過失を正しく見極め、賞罰を必ず正当に行え。
- 12条 中央、地方の政治家、役人は、国民から多額の税を取ってはならぬ。
- 13条 各人は役職に就いたら、その職務内容に精通せよ。
- 14条 各人は恨みやねたみを持って職務にあたってはならぬ。
- 15条 私心を捨て、公に尽くすことが人の道である。
- 16条 国民に行動を求めるときは適切な季節や時期を考えなければならない。
- 17条 物事を独断で行ってはならない。必ず事前に良く議論しなければならない。

以上に述べたように、聖徳太子の17条憲法は2条および3条以外は現代社会での国民の規範としてそのままでも通用するものと思われる。2条については西暦604年当時では仏教が最新の知識であったと考えられ、現代の科学的知見がこれに該当すると思われる。

3条は現代の民主主義のもとでは天皇の詔は国民一人ひとりの感じる天意であろう。

3. 平成防災17条憲章のITESK案

社会基盤技術評価支援機構・関東 (ITESK) の委員会では多くの議論の結果、次に示す17条憲章案を得た。また、同機構内の委員以外の理事の意見も取り入れた。聖徳太子の17条憲法は役人に対する中央集権としての国家の規律を定めたものなので、ここで起草する憲章は誰が誰のために定めるのかとの意見もあったが、現在は主権在民であり国民が国民のために規範を作ることとして納得されるもの

と考えられる。

平成防災17条憲章案 (ITESK案)

序文 我が国は、西暦604年の聖徳太子の17条憲法により、国家の礎が出来、同645年の大化の改新を成功させた。これが現在の日本国家形成の基本と考えられ、その後今日まで独立国家として存続している。一方、第二次世界大戦への参戦、その結果としての原子爆弾による原子力被災、および今回の大津波への無防備に起因した福島第一原子力発電所事故による原子力被災は、国家としての2つの大きな誤りによって引き起こされたものと言える。これらの過去の誤りを本格的に検証、顧視 (Review) してその原因と責任とを追及しない限り再び大きな誤りを犯しかねない。また、大津波による大災害を歴史上、繰り返し受けてきたにも拘わらず、今回も被災し、今後も他の地域での大津波による巨大災害が懸念されている。そこで1000年に一度と言う自然災害に適切に対処するために聖徳太子の17条憲法を範とした平成防災17条憲章の起草を試みるものである。なお、この憲章は、聖徳太子の憲法第1条の「和」に倣って1条では「調和」を基本とし、また、第17条にあるように、決して独断で起草されるべきものではなく、多くの意見を反映させて今後推敲させていくべきものである。

1条 調和 われわれ国民は、稀にしか発生しない大天災に対する防災と、平常時の豊かな生活とを適切に調和 (Harmonization) させるように対処することを基本とする。防災活動には、災害予測と災害防御との2面があり、前者は受動的 (Subjective) であり、後者は能動的 (Objective) である。即ち、災害予測は防災において単に課題 (Subject) を提供するものであって、この災害予測に応じて時代に適合し調和のとれた解答を積極的に求めるもの (Object) が適切な災害防御である。ここで、調和とは災害に関するリスク (Risk) を確率的に容認できる値以下とすることの判断に対応する。従って現代の発達した文明に奢ることなく、かつ、安住して豊かさを享受するのみでなく、大自然の変動を受け入れて復活力 (Resilience) のある防災文化を築き、これに誇りを持てるように叡智を働かさなければならない。一方、「和をもって貴し」に示されるように、平和国家を基本として国防と防災とに関する負担の調和に留意しなければならない。

2条 自然への認識 大災害に関し宇宙的な視点からの自然観を確立し、これを学術の進歩、文明の発展と対応させて常に最新化 (Update) していかなければならない。

地球の長い歴史の中で人類は地球が安定してきた状態における大自然の恩恵を受けて今日まで存

在してきた。人類の側から見ればこの大自然は常々大きな恵みを与えているが時として牙を剥き大災害を引き起こす。また、原子力エネルギーの利用は地球が安定する以前の天地創造の時代の核分裂の状況の再現、活用であることを強く自覚しなければならない。隕石の衝突、火山の大噴火、大地震、大津波、大洪水、大火災、原子力大災害、大旱魃、テロリズム大被害、あるいはこれらの複合した巨大災害など人為的なものも含めて想定し、文明の持続性を予め検証しておかなければならない。

ただし、テロリズムに関しては防犯が主要事項であって、防犯と防災とは二律背反の関係を含んでいることについて認識しなければならない。また、テロリズム大被害と類似の事象として人為的な誤りによって引き起こされる大災害にも留意しなければならない。

- 3 条 **科学技術と教育** 防災、減災、地震等の予知に関する科学技術の発展を継続的に行い、その成果を適切、かつ、迅速に巨大災害の防止に適用しなければならない。災害史、防災史、災害考古学の着実な研究が必要であるとともに災害、防災に関する学校教育が重要である。また、防災ライフライン工学の発展および防災経済学的确立とその成果を速やかに適用しなければならない。
- 4 条 **組織化** 防災、減災に対し、予め被災の時系列を含むシナリオを想定してこれをマネジメントとして捉え、組織化をしておかなければならない。この場合、常に人命確保に対する対策が必須である。人命救助の任に当たる人々（警察官、消防団員、自衛隊隊員など）自身の人命を守るための適切な装備（救命具等）の配備は必須である。
- 5 条 **多重安全性** 大災害は予測を超えて襲いかかる可能性のあることを認識しなければならない。確率論的判断は常に変動や偏差のあることを前提としているのでリスクに対する万全の態勢はあり得ないと覚悟し、人命の確保および文明の持続性に対する多重安全性のセーフティネットを考えなければならない。適切な災害保険制度の検討も重要である。
- 6 条 **予知と予測** 天変地異に関する予測の精度は災害や被害の大きさに決定的な影響を持つ。マントル対流に起因する地殻の変動は複雑ではあるが因果関係のある確定論的物理現象であるので、大地震や大津波の予知、予測の適用を妥当に図れるよう情報を適切に把握し広報しなければならない。正確な広報はマスメディアの役割である。予測には、「今後数十年以内に大地震が発生する確率は70%である」という過去の統計からの確率論的なものから「3日後に大地震が発生するであろう」との地盤変位情報を活用した確定論的な予知の可能性がある。ただし、海底地滑りや沿岸の山体崩壊など

に起因する大津波は予測が極めて困難であることも知らなければならない。

- 7 条 **大局的判断** 防災、減災に関し、大局を見誤ってはならない。何がプライオリティなのか、熟慮する必要がある。社会基盤施設の持続性の追求の中でも、防災は構造物やその材料の耐久性の問題と同等かそれ以上の主要事項である。巨大災害を、民族の存続に及ぶもの、瞬時に多大な人的損害が発生するもの、長期間に及ぶもの、広域に及ぶもの、特定地域に限定されるもの、徐々に浸透するもの、予知が可能なもの、被害が限定的なもの、天災と人災の複合の程度を考慮するもの、などに分類してリスクに対処しなければならない。
- 8 条 **過去の教訓** 過去の災害記録および地変や津波の痕跡を追求することは必須である。
また、これらが当時の社会に及ぼした影響を検証しなければならない。特に被災直後の緊急対応に関しては、事前の想定や、訓練、教育が決定的な効果を発揮してきた事実を強く教訓としなければならない。
- 9 条 **災害の検証** 現在および過去において、災害が何故防げなかったか、あるいは、防災に成功した例を検証し、その原因と責任とを検証、あるいは、評価しなければならない。検証、顧視 (Review) を適切に行わなければ過ちは繰り返されることを認識しなければならない。
- 10 条 **防災行為の認識** 防災行為は、国民の文化レベルの最大の指標であることを認識し、国民、社会がこの点を合意できるように努力しなければならない。この場合、防災への対処は、平常時に対して、境界条件が異なることに起因する事柄であることを認識する必要がある。防災行為を透明性、説明性のあるものとして、わが国土および社会を世界で最も魅力的なものとすることを目指すような気概を持つのが良い。
- 11 条 **長期的改革** 行政機構や税制、都市計画法などを根本的に改革し、防災を主要な対象とする組織作りをしなければならない。また、文明の高度化、利便化に対応して巨大災害が拡大しないように、現代文明の奢りと過度の利便性追求に起因する都市、施設の集中を避けねばならない。
- 12 条 **土地の特性** 防災を考慮するにあたり、対象とする土地には土地柄（地形、地盤、地質、標高、気象、災害歴など）があることを認識しなければならない。津波襲来地域には、地域一帯の経済性および経済力を勘案して津波に対する防護および居住地、諸施設の移転、高層化、人工大地の建設を実施する。対策のレベルは土地の特性、利用状況などに応じ、(1)防護しない、(2)50年に一度の津波に対して防波堤を建設する、(3)200年に一度の津波に備える、(4)1000年に一度の津波に備える、(5)多重安全性をも含め、確実に安全であることを目

指す、の5段階を考える。(5)は、原子力発電所が該当する。

13条 防災と経済 社会の安全はその社会の豊かさに関係するので社会の安全に関する防災事業は社会の能力に応じて行うことになる。不況や失業のある社会は、供給が需要を上回った状況であって社会の潜在的能力（ポテンシャル）が高いことなのであり、社会経営を適切に行えば防災事業によって災害のリスクを低減しながら不況や失業のない社会の実現が可能である。これを防災経済学の目標とする。

14条 大震災以降の状況認識 2011年3月11日の広域な大震災と引き続いて発生した原子力発電所事故はその影響が今日でも深刻である。特に被災し制御不能に陥った原子力発電所は被災したことが原因で大災害の発生源となり、かつ、現在でも新たな巨大災害の発生源として危険な状況にある。一方、東海、東南海、南海の各地震の発生も予断が許されない状況にあり大津波による激甚な災害予測が公表されている。

また、首都直下型地震の発生が予告されている。したがって、現在までに得た教訓を可及的速やかに整理しながら一刻も早く具体的な対策を実行しなければならない。

15条 復興と新支援拠点造り 東北地方の津波被災地では、被災住民への支援を続けながら各土地柄を考慮して長期的な街造りを支援するべきである。街造りには当該地域の経済的な採算性が重要である。一方、東北地方は大津波に対して、当面我が国で最も安全な地域であることを認識し、今後発生が予測されている他の地域の被災に対する最大の支援基地となり得るように復興を急がなければならない。

16条 大津波への緊急対処 今後大津波に襲われる可能性のある地域では、住民に先ずPETボトルを含む浮力用救命具の準備を励行しながら防災拠点造りと避難路の整備を緊急に行わなければならない。また、津波に対する重要な対策として種々の地点の標高表示が必要である。一方、最新の確定論的地震予知情報の把握と採用は必須である。

17条 原子力発電への対応 多量の使用済み核燃料棒を仮保管している福島第一原子力発電所の余震を含む今後の地震動に対する安全性の確保は、現在と次世代においての最重要な事項である。一旦運用が始められた原子力発電は安全性の向上のみならず廃炉を含むその終結の技術に対して真摯な研究継続が求められる。従って今後とも原子力工学分野に優秀な人材が集まるよう教育システムの改革、研究体制への十分な支援など至急対策を立てなければならない。国民は現代社会における電気の不可欠性を強く認識し、原子力に関する正しい知識を常に持つことが必要であり、また、マスメディ

アの協力が不可欠である。

社会基盤技術評価支援機構・関東防災憲章起草委員会構成 (敬称略)

委員長 池田尚治

委員 小田匡寛、谷本勝利、飛坂基夫、福手 勤、藤野陽三、睦好宏史、山崎 淳、町田篤彦（専務理事、事務局）

オブザーバー 山下 寛

理事（委員を除く） 小谷俊介、大即信明、二羽淳一郎、丸山久一、山口宏樹

4. ITESK 案に関する若干の解説

社会基盤技術評価支援機構・関東（ITESK）が起草した平成防災17条憲章案について若干の解説を記すこととする。

先ず標題であるが17条の位置は本来17条防災憲章としたところであるがその前に平成を付すと平成17条云々となって平成17年と混同されやすいのでこれを避けることとした。序文については、この防災憲章の意義および聖徳太子の17条憲法との関係を示すこととした。とくに聖徳太子の「和」の精神を「調和」という類似の概念に置き換えてこれを防災の基本とすることを強調した。

第1条に関しては、Harmonization, Subjective, Objective, Subject, Object, Risk, Resilienceといった英語を付記してあるが、本来的には英語のもつ意味をも含めて概念を構築してある。また、現在まで防災関係者は被害予測に論点を置いてその災害規模の大きさを警鐘してきたが本来、防災とは被害を防ぐことが主眼であるのでこのことも強調されている。一方、もっとも不幸な災害は戦争であるので国防についても含めてある⁴⁾。

第2条は災害全体を見渡し、場合によっては民族のもつ文明そのものの存続すら危険になる可能性を示した。

第3条では聖徳太子憲法の第2条に対応させたものであり、防災経済学の必要性を示した。

第4条では組織化の重要性を述べた。これに関しては種々の機関で独自の詳細な組織化の検討、研究が諮られることとなる。

第5条では防災への綿密な検討の必要性が示されている。

第6条では、地震予知の適用性が示唆されている。GPSなど地殻のひずみを積分した値である変位の計測の有用性を述べたものであり、確率論を超えた確定論的予知の適用を示してある^{5,6)}。すなわち、確定論的予知には種々の適用のレベルがあり得るが人命確保にとっては様変わりにも効果のあることを認識すべきなのである。

第7条では大局的判断について記したのであって、この概念は日本原子力学会の平成24年4月20日の提言の中での反省の言葉の中に示されたものを参照した。

第8条、第9条では過去の教訓として災害の経験のみならず防災として成功した例に注目すべきことを記した。原

子力事故については、今回の大津波で、東海第2発電所、福島第2発電所、および女川発電所が事故を回避した事実をもっと評価しなければならない。女川発電所では地震後に近隣被災住民の安全な避難場所としても機能したのである。

第10条では防災行為が国の魅力を作り出すことについて記した。

第11条では税制や都市計画法と防災との関係を示したほかに都市の一極集中による災害脆弱性について指摘した。

第12条ではそれぞれの土地には固有な土地柄のあることを示した。土地柄には気候や風土も含まれる。

13条では、防災行為によって不況を脱却する可能性のあることを示した。

第14条から17条までは2011年3月11日の東日本大震災を受けたことによる現状の課題を中心に示した。防災憲章としてはもっと普遍的な記述とすべきとの意見もあるが平成防災憲章であるので1000年に一度の災害であるとされる今回の大震災を主要条項とする方が良いと考えた次第である。また、この防災憲章は国民全体が議論をして大いに推敲を重ね、時の経過を経て普遍的なものに改定するのが良いと思われる。しかし何よりも重要なことは近々発生が予測されている大地震や大津波に対して着実に多重の備えをすることである^{7,8)}。

5. おわりに

この平成防災17条憲章案は、被災者でもなく、防災関係者でもない非当事者が今後の大災害の発生を危惧してその想いを取り纏めたものである。防災施設をプレストレストコンクリートで構築するに際しての基本的理念になると思われる。起草に際しては社会基盤技術評価支援機構・関東の中に組織された委員会で大いに議論がなされた。熱心に意見を披露して議論に参画された委員各位および書面審議に参加された理事各位に厚くお礼を申し上げる。また北川久氏（首都高速道路技術センター理事長）より起草に際して貴重なご示唆を賜った。ここに深甚の謝意を表する。

参考文献

- 1) 池田尚治, 細田 暁, 林 和彦, 東日本大震災における地震、津波および放射能による被害の分析, 教訓, および緊急提案, コンクリート工学 Vol.49, No.12, 2011年12月号, pp.53-61, 日本コンクリート工学会
- 2) 千田 稔 (監修), 聖徳太子 (図説古代日本のルーツに迫る!), 青春出版社, 2010年9月15日第1刷
- 3) 森 弘達, 日本書紀の謎を解く, 中公新書, 1999年初版
- 4) 寺田寅彦, 天災と国防, 講談社学術文庫, 2011年初版
- 5) 神山 眞, 杉戸真太, 久世益充, 地殻変動に見る3.11巨大地震の予兆 - 地震予知を放棄すべきか? - 震災を踏まえた技術者への提言 (提言1), 土木学会誌, Vol.97, No.3, 2012年3月号, pp.119-123
- 6) 杉戸真太, 神山 眞, 久世益充, 巨大化する想定地震 - 地震予知, 強振動予測への技術者の挑戦 -, プレストレストコンクリート工学会 第21回シンポジウム論文集, 特別講演II, pp.9~20, 2012年10月
- 7) Ikeda, Shoji, A.Machida, H.Yamashita, Proposal of Stipulating a Rule

for Prevention and Mitigation of Great Disasters, Proc. 5th International Conference on Protection of Structures against Hazards, Nov. 2012, Singapore, pp.63~68

- 8) PC工学会 理事会, 震災復興へ向けての提言 ~ PC技術の新たな貢献~, PC工学会誌 Vol.54, No.4, 2012年7月号

付 記

聖徳太子の17憲法は平安時代の写本が最古のものとされている。有名な「以和為貴」は中国の論語の中の学而第一に孔子 (BC. 552-479) の弟子である有子の言葉として登場している。したがって聖徳太子は中国の論語を通じて儒教思想を大いに学んだものと思われる。以下に参考のために17条憲法の全文の例を示す。

夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親肇作憲法十七條。

- 一曰、以和為貴、無忤為宗。人皆有黨。亦少違者。是以、或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦、諧於論事、則事理自通。何事不成。
- 二曰、篤敬三寶。佛法僧也。則四生之終歸、萬國之禁宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶、何以直枉。
- 三曰、承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆臣載。四時順行、萬氣得通。地欲天覆、則至懷耳。是以、君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。
- 四曰、群卿百寮、以禮為本。其治民之本、要在禮乎、上不禮、而下非齊。下無禮、以必有罪。是以、群臣禮有、位次不亂。百姓有禮、國家自治。
- 五曰、絕饗棄欲、明辨訴訟。其百姓之訟、一百千事。一日尚爾、況乎累歲。頃治訟者、得利為常、見賄聽讞。便有財之訟、如石投水。乏者之訴、似水投石。是以貧民、則不知所由。臣道亦於焉闕。
- 六曰、懲惡勸善、古之良典。是以無匿人善、見 - 惡必匡。其諂詐者、則為覆二國家之利器、為絕人民之鋒劍。亦佞媚者、對上則好說下過、逢下則諛諂上失。其如此人、皆無忠於君、無仁於民。是大亂之本也。
- 七曰、人各有任。掌宜 - 不濫。其賢哲任官、頌音則起。奸者有官、禍亂則繁。世少生知。剋念作聖。事無大少、得人必治。時無急緩。遇賢自寬。因此國家永久、社稷勿危。故古聖王、為官以求人、為人不求官。
- 八曰、群卿百寮、早朝晏退。公事靡盬。終日難盡。是以、遲朝不逮于急。早退必事不盡。
- 九曰、信是義本。每事有信。其善惡成敗、要在於信。群臣共信、何事不成。群臣無信、萬事悉敗。
- 十曰、絕忿棄瞋、不怒人違。人皆有心。々各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理、詎能可定。相共賢愚、如鑽無端。是以、彼人雖瞋、還恐我失。我獨難得、從衆同舉。
- 十一曰、明察功過、賞罰必當。日者賞不在功。罰不在罪。執事群卿、宜明賞罰。
- 十二曰、國司國造、勿取斂百姓。國非二君。民無兩主。率土兆民、以王為主。所任官司、皆是王臣。何敢與公、賦斂百姓。
- 十三曰、諸任官者、同知職掌。或病或使、有關於事。然得知之日、和如曾識。其以非與聞。勿防公務。
- 十四曰、群臣百寮、無有嫉妬。我既嫉人、々亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以、智勝於己則不悅。才優於己則嫉妬。是以、五百之乃今遇賢。千載以難得一聖。其不得賢聖。何以治國。
- 十五曰、背私向公、是臣之道矣。凡人有私必有恨。有憾必非同、非同則以私妨公。憾起則違制害法。故初章云、上下和諧、其亦是情歟。
- 十六曰、使民以時、古之良典。故冬月有間、以可使民。從春至秋、農桑之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。
- 十七曰、夫事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯違論大事、若疑有失。故與衆相辯、辭則得理。

『日本書紀』第二十二卷 豊御食炊屋姫天皇 推古天皇十二年

【2012年10月22日受付】